

所沢市立安松小学校

いじめ防止基本方針



いじめは 絶対に 許しません!

平成26年度 策定
令和5年2月改定
所沢市立安松小学校

1 いじめ防止等に関する安松小学校の基本的な考え方

いわゆる「いじめ問題」では、未然防止、早期発見・早期対応が大切です。その解決にあたっては、学校、保護者や地域の方々、関係機関との緊密な連携のもと、組織として対応できる体制を整備しなくてはなりません。所沢市立の中学校において過去に3年にわたり連続して発生した生徒の命に関わる事案を教訓に、いじめを許さず適切に対応し、全件解消を図る取組を続けていく必要があります。

そこで、安松小学校では、以下に述べるような姿勢で「いじめ問題」に取り組み、児童が安心して楽しく学べる学校づくりに取り組んで参ります。

2 名称ならびに構成員

安松小学校では、「いじめ問題」を専門的に扱う委員会として校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。その構成委員は、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談主任とする。

また、情報の収集ならびに共有のために定例の会議を開く。

○定例会議【いじめ防止対策の推進、情報収集】

- ・毎月一回開催
- ・情報の収集、記録、共有化を図る。
- ・該当事例に対する取り組みの基本方針を決定する。

ただし、問題の緊急性により定例の会議以外に以下の会議を開くものとする。

○対策会議【いじめ解消対策の推進】

構成（該当児童担任＋定例会議のメンバー

※必要に応じて指導主事（生徒指導担当）、教育委員会生徒指導・いじめ問題対策員

- ・必要なとき随時開催。
- ・迅速な事実関係の聴取といじめ情報の共有
- ・いじめ解消策を策定し、推進する。
- ・関係機関との連携を図る。

○全体会議【重大事態発生時に対する対応】

構成（該当児童担任、PTA会長、指導主事（生徒指導）、教育委員会生徒指導・いじめ問題対策員
指導主事（教育相談）、所沢警察、児童相談所、教育委員会学校心理士）＋定例会議のメンバー

3 いじめの定義

いじめの定義については、「いじめ防止対策推進法」の規定によります。

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

4 いじめの理解について

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについての判断は表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。この際、いじめには、多様な様態があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要となる。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を活用して行う。
- ・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ・具体的ないじめの様態
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる、仲間外れ、集団による無視をされる。軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする。ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。いやなことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。等

5 いじめの防止

(1) いじめ防止のための取組

いじめの未然防止、早期発見に向け、校種間の連携や心のふれあい相談員やスクールカウンセラー、教育相談コーディネーターを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童生徒の特性を踏まえた実効性のある取組をする。児童生徒からの相談に対応できる体制整備を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係機関との連携等を図り必要な支援を行う。11月の「いじめ撲滅強調月間」、6・7月の「心のエネルギープロジェクト月間」等を活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とする。

(2) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童生徒の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。担任を中心にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員、養護教諭、他の教職員が連携し、児童生徒に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見及び自殺予防を徹底する。

(3) 「子どもの人権」の啓発推進

お互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組や研修会の中で、「子どもの人権」について啓発する。

①いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の者に大きな傷を残すものであり決して許されないことを児童生徒に理解させる。

②いじめは刑事罰の対象に

いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを児童生徒に理解させる。

③いじめの四層構造の理解

いじめが行われている中では、加害者・被害者に加え、観衆（はやし立てたり面白がったりする者）・傍観者（周辺で暗黙の了解でいる者）という4つの立場が存在する。このような四層構造を理解させるとともに、いじめの当事者ではない児童生徒も自分達が「観衆」にならないこと、また「傍観者」もいじめ防止のために行動することができるよう啓発する。

④東日本大震災により被災した児童生徒に対して

東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被害児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対してのいじめについて理解させる。

⑤配慮が必要な児童生徒について

学校は、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、また、援助を求めることが苦手な、いわゆる「目立たない児童生徒の」声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童生徒それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努める。

(4) 道徳養育の充実

いじめ未然防止のための道徳教育の充実を図り、児童生徒の豊かな心を育み、「いじめをしない、させない」資質を育てる。「彩の国道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用の推進を図る。

(5) 情報モラル教育の充実

健やか輝き支援室の生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童生徒や保護者向けに実施している情報モラル教育に関する講習会等を活用し、児童生徒がスマートフォン（メール、LINE等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成する。

児童生徒や保護者を対象に、「生徒指導・いじめ問題対策員」による講演会等を行ったり、家庭と連携し、児童生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行ったりすることを通して、情報モラル教育の充実を図る。また、ネット上の不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールの充実を図り、学校への情報提供を行う。

一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用するうえでの約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行う。

特にSNSやオンラインゲームの利用に関しては、「倫理観」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めることができるよう啓発していく。

(6) 校内における取組

学級担任等

- ・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」という素地・基盤を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・わかりやすい授業づくり
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。特に、いじめにつながる可能性のある「目に見えない」事例については、「いじめ」という言葉を使わずに、柔軟な指導を心掛ける。

養護教諭

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

生徒指導担当教員

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
- ・事例研修会や教育相談研修会を実施し、いじめについての共通理解を図るとともに、教職員の指導力の向上に努める。

管理職

- ・全校朝会などで校長が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、情報モラル教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に児童自ら主体的に参加する取り組みを推進する。

その他

- ・日常的な児童の様子に気付くために、児童に寄り添った共感的な相談体制を築くことが大切である。そのために、少人数指導やTTによる授業を推進し、児童一人ひとりを様々な角度から見つめることのできる教育課程の工夫や、相談員や支援員を計画的に配置し、組織的に課題解決に向けた教育相談体制を築く。
- ・児童においては、委員会活動や学級での係活動を中心として、豊かな人間関係作りの取り組みを実施し、児童自らがいじめのない学校を作ろうとする意欲を高める。また、縦割り班活動などの異年齢集団での活動を複数計画することで、思いやりや尊敬の念を育てていく。
- ・東日本大震災などの大規模の災害が発生すると、心に大きな傷を受けるばかりでなく、やむなく避難せざるを得ない状況に陥ってしまうことがある。そのような児童に対し、心無い言葉を投げかけたり、興味本位で当事者からさまざまな情報を聞き出そうとしたりする行為は許されることではなく、正しい知識と、配慮のできる児童を育てていく。
- ・中学校区の学校間で情報を共有したり、豊かな人間性を育てる行動目標を共通化したりして指導の連携を深める。また、幼稚園・保育園との連携においては、スタートカリキュラムを実施したり、3つのめばえの活用を推進したりする。
- ・いじめ防止に関する本校の取り組みを公開し、保護者・地域からの協力を得るため、いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載する。

6 いじめの早期発見のために

(1) 所沢市の取組

いじめ防止対策推進法の趣旨を各学校に周知徹底するとともに、各学校でいじめの認知が確実かつ適切に行われるように指導を行う。全小中学校で年間を通して定期的にいじめ実態調査を行い、いじめの疑いの事例も含めて各校の実態を確実に把握する。「学校ネットパトロール」を定期的実施し、インターネット上のいじめに関する情報把握に努める。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行うなど、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をしていく。児童生徒が自らのSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、迅速に対応することを徹底していく。そのために、市のスクールソーシャルワーカーが家庭や学校、友人関係、地域社会など、子供たちを取り巻く環境へ働きかけたり、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員を各学校に配置し、子供たちの心の問題を解決したりするなど、多くの目で子供たちを見守る。

(2) 学校での取組

年間を通して定期的にいじめに関する調査（学期に1回程度）、個人面談、教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等を活用するなど、いじめは起こりうるとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行う。アンケートでは本音を書かない・書けない児童生徒がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努める。また、相談室の存在を児童・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努める。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子供たちを見守る。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童の保護者との連携を十分に図る。後に児童生徒の状況に改善が見られたとしてもいじめが解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として継続する。また、保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進め、校外における実態把握にも努めていく。

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する指導力の向上を図る。学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、支援員といった児童に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の児童と信頼関係を築き、児童を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努める。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国生徒指導ハンドブック I's2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上をさせ、全職員の共通理解のもと個々の児童生徒への指導の充実を図る。

学級担任等

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

養護教諭

- ・保健室を利用する児童との雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、機会を捉え児童の相談に対応する。

生徒指導担当教員

- ・年3回のアンケート調査や毎月1回の生徒指導・教育相談部会の実施を計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認。

管理職

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検。

埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I's2019」や、所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図るとともに、個々の児童生徒への指導の充実を図る。

7 いじめへの対処

(1) 情報を集める（学級担任等、養護教諭）

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

(2) 指導・支援体制を組む（組織）

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
いじめられた児童や、いじめた児童への対応、その保護者への対応。
教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(3) 児童への指導・支援を行う ※「組織」で決定した指導・支援体制に基づいて行う。

①いじめられた児童に対応する教員

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど自尊感情を高めるよう留意する。

②いじめた児童に対応する教員

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があってもいじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力をはぐくむ。

③学級担任等

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいきわたらせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

④組織

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

⑤保護者との連携

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えると共に、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

⑥関係機関との連携、情報共有

- ・ 事例によっては、関係機関（健やか輝き支援室、所沢市立教育センター相談室、民生・児童委員、こども相談センター、所沢児童相談所、所沢警察等）と連携し、早期解決にあたる。
- ・ 事件性のあるいじめと判断される場合は、関係機関から支持を仰ぐとともに、保護者との面談を含めた対応を行う。

<主な相談先一覧> ※令和4年8月1日現在 ★は24時間対応

相談機関	電話等	相談内容等
埼玉県こころの電話（埼玉県立精神保健福祉センター）	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関する相談
心の健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 月～金 9時～17時	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのちの電話	048-645-4343 ★24時間 365日	自殺防止
自殺予防いのちの電話	0120-783-556 <u>毎日16時～21時</u> 毎月10日8時～翌11日8時	自殺防止
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間 365日	悩み全般
所沢児童相談所	04-2992-4152 <u>月～金8時30分～16時15分</u>	子供の養育、性格行動・しつけ、非行など
狭山保健所	04-2954-6212 ※時間については要確認	精神不安、悩み、学校に行きたがらない、気になる言動
24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）	0120-0-78310 ★24時間 365日	いじめなど子供のSOS
子供の人権101番（法務局）	0120-007-110 8時30分～17時15分	いじめ、体罰、虐待などの人権問題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16～21時	いじめ、不安、困りごと、寂しい時など
所沢市あったかサポート	04-2968-3960 月～金 9時～17時	子育て、健康など
よい子の電話教育相談（埼玉県立総合教育センター）	(保)048-556-0874 (子)0120-86-3192	いじめ、不登校、学校生活など ★24時間
所沢市立教育センター（教育相談室）	(保)04-2924-3333 (子)04-2924-3334	子供に関する幅広い悩みなど 月～金 9時～17時
いじめホットライン（所沢市教育委員会健やか輝き支援室）	04-2998-9099 月～金 8時30分～17時	いじめなど
<u>子どもスマイルネット</u>	<u>048-822-7007</u> <u>毎日10時30分～18時</u>	<u>いじめ、虐待、体罰等</u>
<u>親と子どもの悩み事相談@埼玉</u>	<u>スマートフォン、タブレットで2次元コードを読み取る</u> <u>月～金 9時～21時</u> <u>土日祝 9時～17時</u>	<u>さまざまな悩みに寄り添う</u>

8 地域や家庭との連携

(1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

心に不安を抱えた児童生徒たちに、家庭や地域の多くの大人たちが関わり、気持ちを受け止め、見守っていくことで、いじめの早期発見、解決につながるよう、学校は保護者・地域等の連携をより一層推進する。自校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。

(2) 学校間及び地域との一層の連携

卒業時等における的確な情報伝達を行う。小中一貫教育、小中連携の視点から、適切な時期に異校種間でいじめに係る情報連携を行う。また、卒業、転出入時における情報連携は、特に丁寧に行う。その際、必要に応じて、地域関係者（民生委員・児童委員、主任児童委員等）との連携も図っていく。

(3) 幼児期からのいじめ未然防止に向けた取組の推進

「子育ての目安『3つのめばえ』」を活用し、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期からのいじめ未然防止に向けた取組を促進する。

9 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ① 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・心身に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等を想定
- ② 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手)

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の報告

- ① 学校から学校の設置者（所沢市教育委員会）に、重大事態の発生を報告
- ② 設置者から地方公共団体の長（所沢市長）等に、重大事態の発生を報告

(3) 学校の設置者（所沢市教育委員会）が、重大事態の調査の主体を判断

以下のような場合には設置者において調査を実施

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止の有効性を必ずしも設置者が判断しない場合。
- ・学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。
- ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るもの。

① いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・調査による事実関係の価格人とともに、いじめた児童への指導や、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめられた児童からの聞き取り調査が不可能な場合

- ・当該児童の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月）を参考にする。

(5) 学校が調査主体の場合

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

- ・構成については、専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・学校に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢で調査当たる。

(6) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

- ・調査で明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護の理由に必要な説明を怠ってはならない。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果とともに地方公共団体の長等に報告を行う。

(7) 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人定体制の強化を図る。

(8) いじめの解消

- ・いじめの解消に向けては、いじめが止まっている状況とともに、被害児童が心身の苦痛を感じない状況が3か月以上経過することでいじめが解消されるので、その場での指導に終わらず、継続的に児童生徒の実態把握に努める。

重大事態発生時の対応

想定される重大事態（第28条に規定するもの）

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

